

第46回倉吉市部落解放

文化祭

人間解放の文化を創造しよう

倉吉市部落解放文化祭は、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざす」ことをねらいとして実施します。

※今年度は感染症拡大防止の観点から、新たなスタイルで開催します。

■講演の部

日時 令和5年2月11日（土）13時30分から14時30分まで
場所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール（ライブ配信あり）
内容 演題：新型コロナウイルスと人権について
講師：中江美紀さん（公益社団法人鳥取県人権文化センター）

ライブ配信 <https://youtu.be/24xoolls8AE>



■作品展示の部

展示期間 令和5年2月1日から3月31日まで
方法 インターネットでの展示
展示団体 認定こども園、保育園、小学校、中学校、倉吉養護学校、高等学校部落解放研究会、解放子ども会、児童センター、社会福祉施設、人権文化センターなど

掲載場所 倉吉市行政サイト（URL <https://bit.ly/3tVEhO5>）



まきすな

倉吉市人権文化センターだより

2023年2月1日 発行 No.145号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

地域ふれあいサロン

つるし飾りを作ろう！



3月3日のひな祭りに向けて、つるし飾りを作ってみませんか？
地域の方とゆっくり交流しながら、作品作りを楽しみましょう！
皆様のご参加をお待ちしています！

日時 … 2月18日（土）



2月25日（土）

10:00～12:00

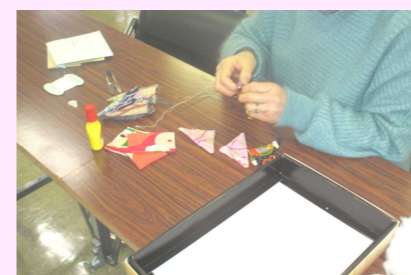
場所 … 倉吉市人権文化センター 講師 … 中尾 美千代さん

参加費 … 300円（材料代）

申し込み … 0858-22-4768 までお電話ください！

※新型コロナウイルスの流行状況や気候の状態によっては事業を延期することもありますので、ご了承ください。

前回（1月14日）の様子







先生に教えてもらいながら簡単に作っていくことができます！
材料も全て準備してありますのでお気軽にご参加ください！

★「子どもの人権」問題★

さまざまな環境や状況の下、子どもたちは生まれてきます。子どもたちは、生まれる場所も親も選ぶことは出来ません。しかし、共通して言えることは、一人の人間として平等に生きる権利を持っているということです。すべての子どもたちには、等しく「4つの権利」が存在します。

今、社会が不安の中にあり、経済的格差、コロナ禍による不安、犯罪や戦争など気になることはたくさんあり、いろいろな人権問題が存在しています。貧困・いじめ・虐待・体罰など。子ども一人の力では解決出来ない問題ばかりです。周りの人たちの協力や相談相手になったりしながらかわっていききたいものです。

<p>(生きる権利)</p>  <p>住む場所や食べ物があり医療が受けられるなど、命が守られること。</p>	<p>(育つ権利)</p>  <p>学習したり遊んだりして、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。</p>	<p>(守られる権利)</p>  <p>紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や詐欺、有害な労働などから守られること</p>	<p>(参加する権利)</p>  <p>自由に意見を表明したり、団体を作ったりできること</p>
--	--	---	---

(生きる権利) 子どもの貧困＝家庭の貧困率は、国民生活基準調査によると、中間的な所得(300万～400万)の半分に満たない18歳未満のいる家庭では、13.5%あり、7人に1人が貧困状況に置かれています。世帯別に見ると一人親家庭(母親)の場合が最も高く貧困率は48.1%にもなります。

貧困問題は、子どもたちが育っていく上で影響を及ぼす重大な課題です。国の施策をはじめ市町村においてもさまざまな対策を考えていますがなかなか改善にはなりません。

地域食堂や子ども食堂など各地で広がっています。ボランティア活動など協力していききたいものです。

(育つ権利) 保育園や小学校中学校など仲間と一緒に学びをとおして、将来の夢や社会性を育てる場所ですが、いじめや差別によって、不登校や自殺につながったりする現実があり、社会問題です。

特に現在は「SNS いじめ」が拡大しており、大人の見えない場所で子どもたちは苦しんでいます。家庭で正しいスマホの使い方やルールを話合っていく必要があります。

(守られる権利) 家庭内での虐待やネグレクトなどは子どもが小さいほど分かりづらく、表面化したときには重大な事象となるケースも少なくありません。また、ヤングケアラーも多くあり、社会問題になっています。地域での交流や事業にかかわることによっていろいろなことに気づいたり助け合ったりできます。

(参加する権利) 子どもたちは、自分にかかわる事柄について意見を言う場が少ないのが現状です。

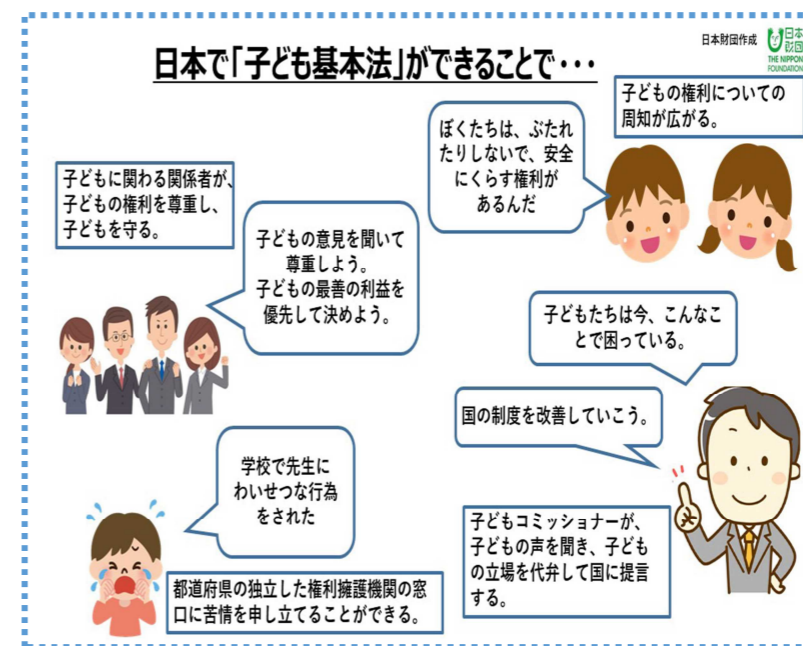
例えば、学校の校則もその一つです。制服や髪型も一方的に決められていて、女子は・・・男子は・・・と区別もあります。最近では校内生徒会で見直されることも多くなりました。子どもだから、決まりだからといって無視するのではなく意見を出せる環境作りを作っていきたいものです。

☆ 子ども基本法が令和5年4月1日に施行されます。

子ども基本法は令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日に施行されます。

日本が1994年に子どもの権利条約を批准した際、日本政府は現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備が行われませんでした。そのため、日本には「児童福祉法」「母子保健法」「教育基本法」など、子どもに関わる様々な個別の法律はありますが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律が存在していませんでした。

日本で「子ども基本法」ができることで...



- 子どもに関わる関係者が、子どもの権利を尊重し、子どもを守る。
- 子どもの意見を聞いて尊重しよう。子どもの最善の利益を優先して決めよう。
- 学校で先生にわいせつな行為をされた
- ぼくたちは、ぶたれたりしないで、安全にくらす権利があるんだ
- 子どもたちは今、こんなことで困っている。
- 子どもの権利についての周知が広がる。
- 子どもコミッショナーが、子どもの声を聞き、子どもの立場を代弁して国に提言する。
- 国を改善しよう。
- 都道府県の独立した権利擁護機関の窓口で苦情を申し立てることができる。

しかし、子どもをめぐる問題を根本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く実施するには、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則が定められる必要があります。そのためには、憲法及び国際法上認められる子どもの権利を、包括的に保障する「基本法」という法形式が必要なのです。みなさんも一緒に子どもの人権について理解を深めていきましょう。

日本財団より引用

☆ 倉吉市の就職支度金制度のご案内(概要)

新たに学校を卒業・修了する身体に障害がある人などを対象に、就職の準備のための支度金の支給を行います。該当する方は申請の手続きをお願いいたします。

対象者 下表①～③を全て満たす人

<p>① 次のいずれかに当てはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する人 統合失調症等の精神疾患の診断を受けた人 同和地区に居住する人、または居住した人 	<p>② 県内の学校を卒業、修了した翌月末までに就職決定(内定)し、初めて就職する人</p> <ul style="list-style-type: none"> 常用雇用者(期間の定めなく雇用されている者、雇用期間が1年以上の契約社員を含む)であること 	<p>③ 保護者または世帯主が倉吉市内に住居を有する人</p>
---	--	---------------------------------

支給金額 25,000円 申請期限 令和5年2月28日(火)

申請期限後に決定(内定)した場合はご連絡ください。随時、受付けます

詳細の問い合わせ先: 倉吉市役所人権政策課 ☎0858-22-8130